

接続約款変更認可申請書



東相制第 07- 47 号
平成 19 年 7 月 31 日

総務大臣
菅 義偉 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

たかべ とよひこ

代表取締役社長 高部 豊彦

登録の番号及び年月日

第 233 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

旧	新
目次	目次
第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き	第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
第10条の3 相互接続点の調査	第10条の3 相互接続点の調査及び設置申込み
第10条の4 相互接続点の設置の申込み	第10条の4 相互接続点の設置
	第10条の13 電柱添架の申込み
	第10条の14 電柱添架に係る立会い
第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き	第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き
第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査	第34条の2 光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み
第34条の3 光信号中継回線の接続申込み	第34条の3 光信号中継回線の接続
第6章 責務	第6章 責務
第1節 責務	第1節 責務
	第49条の2 緊急措置等
第2節 保守	第2節 保守
	第51条の2 保全措置
第6節 割増金、違約金及び延滞利息	第6節 割増金、違約金及び延滞利息
第76条の2 光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金	第76条の2 光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金
	第76条の4 電柱添架の手續きに係る違約金
第16章 雑則	第16章 雑則
	第96条の12 電柱所有に係る情報の提供
別表	別表
	4 違約金
第2章 接続する設備の範囲	第2章 接続する設備の範囲
第2節 相互接続点 (相互接続点の設置場所)	第2節 相互接続点 (相互接続点の設置場所)
第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。	第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。
ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3(相互接続点の調査)第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。	ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第2項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

第2章の2 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き

(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3（様式）様式第1の事前照会申込書を提出することにより、当社の通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはどう道又は光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。）に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1) 当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはどう道において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点に基づき当社の通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」（指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した接続の場合も含みます。以下同じとします。）といいます。）を設置することが可能な場所の位置及び寸法（図面で提供します。）

(2)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

(8) その他別表3（様式）様式第3の相互接続点調査申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査申込書又は別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書に記載する必要がある事項（前号に係るものを除きます。）に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から2週間以内（前項第7号に係るものにあつては3週間以内とします。）に別表3（様式）様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備（光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。）の未利用芯線の保留は行いません。

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き

(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3（様式）様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等（当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはどう道をいいます。以下同じとします。）又は光回線設備（光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。）に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 (略)

(1) 通信用建物等において接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等（技術的、経済的等による代替性の観点に基づき通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備をいいます。以下「接続に必要な装置等」（指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した接続の場合も含みます。以下同じとします。）といいます。）を設置することが可能な場所の位置及び寸法（図面で提供します。）

(2)～(3) (略)

(4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否

(5)～(8) (略)

(9) 接続申込者が指定した利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期に係る光信号中継回線の提供可能時期（第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する提供可能時期とします。）

(10) その他別表3（様式）様式第3の相互接続点調査及び設置申込書、別表3様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書又は別表3様式第7-4の光回線設備接続申込書に記載する必要がある事項に係る情報

3 第1項の請求がなされたときは、当社は、申込みの到達した日（当社の指定する事務取扱所に到達した日をいいます。以下同じとします。）から2週間（前項第4号に係るものにあつては、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する期間とし、前項第8号及び第9号に係るものにあつては3週間とします。）以内に別表3（様式）様式第2の書面によりその請求に係る情報を回答します。この場合において、当社は、提供した情報に係る空き場所、その空き場所において接続申込者が利用可能な周辺設備等並びにMDFにおける未利用端子、光主配線盤の未利用端子及び光回線設備（光信号端末回線と一体として利用することを要望される当社の屋内配線を含みます。）の未利用芯線の保留は行いません。

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から2週間（第2項第7号に係るものについては3週間とします。）を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

（相互接続点の調査）

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、当社に対し、別表3（様式）様式第3の相互接続点調査申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み（相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。）を行うことを要します。当社は、相互接続点調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 （略）

3 当社は、第1項に規定する申込みがあったときは、その通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路又はとう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱（以下「通信用建物等」といいます。）について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を第1項に規定する相互接続点調査申込書に添付することを要します。

4 （略）

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別な事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修（増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。）の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達した日（以下この項において「到達日」といいます。）から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を別表3（様式）様式第4の書面により行います。この場合において、接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信役務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするものとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。

(1) （略）

4 前項の場合において、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別な事情があるときは、申込みの到達した日から2週間（第2項第4号に係るものについては、第10条の3第5項に規定する期間とし、第2項第8号及び第9号に係るものについては3週間とします。）を超えて回答する場合があります。既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線の調査に時間を要するときは、その屋内配線の利用に係る部分についても、同様とします。

（相互接続点の調査及び設置申込み）

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするとき（第10条の13（電柱添架の申込み）第1項に規定する電柱添架となる場合を除きます。）は、当社に対し、別表3（様式）様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み（相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。）及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点調査及び設置申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 （略）

3 当社は、第1項に規定する相互接続点の調査の申込みがあったときは、その通信用建物等について、接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を第1項に規定する相互接続点調査及び設置申込書に添付することを要します。

4 （略）

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別な事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修（増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。）の検討が必要でないことが明らかとなるときは第1項に規定する申込みの到達した日（以下この項において「到達日」といいます。）から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内のみとなるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答（接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信役務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするものとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。）を別表3（様式）様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所（第1号に規定するものとします。）を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1) （略）

- (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、当社の通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) (略)
- (4) 当社の通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。
- (5)～(6) (略)

(7) (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、当社の通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第7号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあっては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限り、以下同じとします。))、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。))とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別な事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1)～(2) (略)

7～8 (略)

- (2) 接続に必要な装置等をその通信用建物等に設置することにより、受発電設備の更改、床荷重基準値の超過又は耐震強度不足等、通信用建物等の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) (略)
- (4) 通信用建物等の更改計画又は利用計画に支障を及ぼすおそれがあること。
- (5)～(6) (略)
- (7) 発火、発煙又は落下その他の危険な事象(以下「発火、発煙又は落下等」といいます。)が発生するおそれがあること。
- (8) 接続申込者が設置する電源設備のうち整流装置が異常時に電源を遮断する機能を有していないこと。
- (9) (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあっては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。))、MDF端子にあっては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあっては2架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限り、以下同じとします。))、MDF端子にあっては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあっては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあった場合には、当該申込みがあったときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。))とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別な事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1)～(2) (略)

7～8 (略)

(相互接続点の設置の申込み)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項に規定する回答を受け取った後1ヶ月(以下この項において「相互接続点設置申込期間」といいます。)以内に、別表3(様式)様式第5の書面により、当社に対し、当社が相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置する旨の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者が相互接続点設置申込期間内にその申込みを行わないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答は、その効力を失います。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置申込期間内に、理由を付した書面により、当社に対し、当該申込みの期限を延長したい旨を申し出た場合には、当社は、相互接続点設置申込期間を前条第5項に規定する回答を受け取った後3ヶ月までの範囲で延長することを認めることとします。

2 当社は、前項の規定により接続申込者から相互接続点を設置する旨の申込みを受けた場合は、その通信用建物等について、相互接続点及び接続に必要な装置等の設置のため空き場所を保留します。この場合において、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

3 接続申込者が、第1項の申込みを行った場合において、前条第5項に規定する回答を受け取った後6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第92条第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手しないときは、当社が行った相互接続点の調査に関する回答はその効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が第1項の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

4 前項の規定にかかわらず、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間を前条第5項に規定する回答を受け取った後12ヶ月までの範囲で延長することを認めることとします。この場合において、当社は、前条第5項に規定する回答を受け取った後6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなし、接続申込者が、延長された相互接続点設置工事着手期間内におお接続に必要な装置等の設置の工事に着手しないときは、前項の規定に準じて取り扱うものとします。

(相互接続点の設置)

第10条の4

接続申込者は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2 前項に規定する相互接続点設置工事着手期間(当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。)内にその工事に着手しないときは、当社が行った前条第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。その接続に必要な装置等の設置の工事に着手した部分の空き場所の量が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行った空き場所の量に満たない場合は、その満たない部分についても同様とします。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

5 第3項に規定する工事（前項の規定によりその工事の着手を延伸する場合があります。）の期間が3ヶ月を超える場合であって、当社が必要と認めるときは、当社は、接続申込者に当該工事の内容等について協議を申し入れることがあります。

6 （略）

（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）

第10条の5 第10条の3（相互接続点の調査）第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りを行う当社の通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

3 （略）

4 前各項の規定は、当社が第10条の3（相互接続点の調査）第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。

（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）

第10条の6（略）

(1)～(3)（略）

2 第10条の3（相互接続点の調査）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

（準用）

第10条の8 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第10条の3（相互接続点の調査）第1項、同条第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。

3 接続申込者は、第1項に規定する工事（前項の規定により工事の着手を延伸する場合があります。以下この条において同じとします。）に着手した日から3ヶ月以内にその工事を完了することを要します。

ただし、接続申込者が、当社に対し、工事を完了するまでの期間が3ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、その期間について、第1項に規定する工事に着手した日から6ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。当社がその延長を認めた場合において、接続申込者が、第1項に規定する工事に着手した後に、当社に対し、工事を完了するまでの期間が6ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由が合理的であると当社が判断したときに限り、当社は、その期間について、第1項に規定する工事に着手した日から6ヶ月を超えて延長することを認めるものとします。

4 前項に規定する工事を完了することを要する期間（当社が延長を認めた場合にはその延長後の期間とします。）内にその工事が完了しないときは、当社が行った前条第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

5 第1項に規定する工事の期間が3ヶ月を超える場合であって、当社が必要と認めるときは、当社は、接続申込者に当該工事の内容等について協議を申し入れることがあります。

6 （略）

（接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り）

第10条の5 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3（様式）様式第6の書面により立入りを行う通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

3 （略）

4 前各項の規定は、当社が第10条の3第5項第1号に該当するものとして同条第7項の通知をした場合に準用します。

（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）

第10条の6（略）

(1)～(3)（略）

2 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

（準用）

第10条の8 第11条（事前調査の申込み）第4項の規定は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項、同条第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）の場合に準用します。

第2章の3 削除

第10条の9～第10条の12まで 削除

(電柱添架の申込み)

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架（当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は当社の通信用建物内に相互接続点を設置する場合に当社の通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置することをいいます。以下同じとします。）を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に必要な事項が記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2 当社は、前項に規定する申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、特別の事情がない限り、前項に規定する申込みの到達した日から1ヶ月以内に電柱添架が可能である旨の回答を行い、その回答をもって前項に規定する電柱添架の申込みの承諾とします。

当社は、電柱添架が可能である旨の回答を行った場合には、その回答内容に従って、電柱添架を実施するための場所を保留します。

- (1) 電柱添架を実施するための場所がないこと。
- (2) 当社の電柱の更改計画又は移転計画等に支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) 電柱添架に関する基本契約又は個別契約の規定に違反し、又は違反するおそれがあること。
- (4) 電柱添架を実施することにより、法令等に違反し、又は違反するおそれがあること。
- (5) 電柱添架に必要な道路占用許可等を取得できない、又は取得できないおそれがあること。
- (6) 電柱添架を実施することにより、発火、発煙又は落下等が生じるおそれがあること。
- (7) その他当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあること。

3 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に、当社と電柱添架に関する個別契約を締結することを要します。接続申込者が前項に規定する回答を当社が行った日から3ヶ月以内に電柱添架に関する個別契約を締結しないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、電柱添架を実施するための場所の保留を解除します。この場合において、当社は、その保留を解除した日をもって、接続申込者が第1項に規定する電柱添架の申込みを撤回したものとみなします。

4 接続申込者は、前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。以下この項において同じとします。）に電柱添架に係る工事に着手することを要します。この場合において、接続申込者が前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内に電柱添架に係る工事に着手しないときは、当社は、その電柱添架に関する個別契約を解除するものとします。

ただし、接続申込者が、前項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結した日から3ヶ月以内に、理由を付した書面により、当社に対し、その工事に着手するまでの期間を延長したい旨を申し出た場合には、その延長理由が合理的であると当社が判断したときに限り、当社は、その期間について、延長することを認めることとします。

第3章 協定の締結手続等

第1節 事前調査

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査)第1項又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の場合に準用します。

(接続申込みの承諾)

第22条 (略)

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 第10条の3(相互接続点の調査)第7項の規定は、当社がその接続申込みを承諾しない場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

4 第10条の3(相互接続点の調査)第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第27条 (略)

(1)～(2) (略)

2 第10条の3(相互接続点の調査)第7項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

3～4 (略)

5 第2項の場合において、電柱添架を実施することができないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

この場合において、第2項第2号に該当するものの、その他の号には該当しないと当社が判断した場合であって、接続申込者が電柱添架を希望する日から当社の電柱の更改又は移転等を予定している事業年度(4月から翌年3月までとします。以下同じとします。)の開始日までの期間が1年を超えるときは、当社は、その期間に限定した第1項に規定する電柱添架の申込みを行った場合は、電柱添架が可能である旨の回答を行うことを併せて通知します。

6 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第2項、第3項及び第4項の規定は、接続申込者が電柱添架の申込みを行う場合に準用します。

(電柱添架に係る立会い)

第10条の14 前条第4項に規定する電柱添架に関する個別契約を当社と締結した接続申込者から、電柱添架に係る工事又は保守を行う場合の立会いの申込みがあったときは、当社は、当社の業務遂行上支障がある場合を除き、その申込みを承諾し、当社が指定する立会者が立ち会うものとします。

第3章 協定の締結手続等

第1節 事前調査

(準用)

第11条の2 前条第4項の規定は、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第1項又は第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の場合に準用します。

(接続申込みの承諾)

第22条 (略)

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第7項の規定は、当社がその接続申込みを承諾しない場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第25条 (略)

(1)～(4) (略)

2～3 (略)

4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第7項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第27条 (略)

(1)～(2) (略)

2 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第7項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

3～4 (略)

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号中継回線の線路設備調査)

第34条の2 接続申込者は、当社の光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査申込書により、光信号中継回線についての調査の申込み(接続を予定する光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)を行うことを要します。当社は、線路設備調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期(接続する光信号中継回線を特定できる場合であって、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、次条第1項の申込みの到達した日から1ヶ月半以内とし、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、次条第1項の申込みの到達した日から当社がその光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答します。

(1)～(4) (略)

3～4 (略)

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)

第34条の2 接続申込者は、当社の光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表3(様式)様式第7-2の線路設備調査及び接続申込書により、光信号中継回線についての調査の申込み(接続を予定する光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。)及び接続の申込みを行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の2(事前照会)第1項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

2 当社は、前項に規定する調査の申込みがあった場合において、次の各号に該当しないと判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期(接続する光信号中継回線を特定できる場合であって、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、この項に規定する回答を当社が行う日から1ヶ月半以内とし、中継光主配線盤間に既に設置された光信号中継回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、この項に規定する回答を当社が行う日から当社がその光信号中継回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号中継回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期(当社が光信号中継回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。以下この条及び次条において同じとします。)を別表3(様式)様式第7-3の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、接続する光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

(1)～(4) (略)

3～4 (略)

(光信号中継回線の接続申込み)

第34条の3 接続申込者は、前条第2項に規定する回答を受け取った後1ヶ月(以下この項において「光信号中継回線接続申込期間」といいます。)以内に、別表3(様式)様式第7-4の書面により、当社に対し、当社が提供可能時期を回答した区間に係る光信号中継回線を接続する旨の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者が光信号中継回線接続申込期間内にその申込みを行わないときは、当社が行った光信号中継回線の線路設備調査に関する回答は、その効力を失います。ただし、接続申込者が、光信号中継回線接続申込期間内に、理由を付した書面により、当社に対し、その申込みの期限を延長したい旨を申し出た場合には、当社は、光信号中継回線接続申込期間を前条第2項に規定する回答を受け取った後3ヶ月までの範囲で延長することを認めることとします。

2 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、前条第2項に規定する回答を受け取った後6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)が経過する日とのいずれか遅い日までに接続を開始することを要します。

3 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を特定することが可能となったときをもって、接続申込者が前条第1項に規定する線路設備調査の申込みを行ったものとみなし、接続申込者に対し、遅滞なく、その光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7-3の書面により必要な情報を通知するものとします。

4 前項の場合において、接続申込者は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期から3ヶ月以内(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)に接続を開始することを要します。この場合において、接続申込者は接続開始時期を当社に遅滞なく通知することを要します。

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

(光信号中継回線の接続)

第34条の3

当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定して提供可能時期を回答した場合には、接続申込者は、その回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(接続申込者が指定する接続を開始する日をいいます。以下この条において同じとします。ただし、この項及び次項においては、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期から3ヶ月が経過する日とのいずれか遅い日までの日であることを要します。)を通知することを要します。

2 接続申込者が、前条第2項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に接続開始時期を通知しなかったときは、前条第2項に規定する回答及び承諾(一部について接続開始時期の通知をしなかったときは、その部分に係るものに限ります。)は効力を失い、当社は、前条第2項に定める未利用芯線の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、接続申込者が前条第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなします。

3 当社が、前条第2項において、接続する光信号中継回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号中継回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期及び別表3(様式)様式第7-3の書面により必要な情報を通知するものとします。この場合において、当社は、その通知した内容に従って、未利用芯線を保留します。

4 当社が、前項に規定する通知をしたときは、接続申込者は、その通知を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、接続開始時期(前項に規定する当社の準備が整う時期から3ヶ月以内の日であることを要します。)を通知することを要します。この場合において、接続申込者が、前項に規定する通知を当社が行った日から1ヶ月以内に接続開始時期を当社に通知しなかったときは、当社は第2項に準じて取り扱うものとします。

5 当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合は、その光信号中継回線に他事業者の電気通信設備を接続する場合の前条及び前各項の手続きと同一の手続きを要するものとします。

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4 (略)

2 当社は、前項の申込みがあった場合において、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査)第2項各号に該当しない(「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることを見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。))とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合にはその時期に光信号端末回線を提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答します。

3 (略)

4 第2項の場合において、当社が光信号端末回線の提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(当社の通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。))種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。)を提供するものとします。

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4 (略)

2 当社は、前項に規定する光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」と読み替えるものとします。)と判断したときは、申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内(既に設置された当社の屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。))とし、利用者の建物の光成端盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間とし、接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることを見込まれる時期(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。))とします。接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合にはその時期に光信号端末回線を提供できないことがあります。以下この条において同じとします。)に係る情報を回答し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 (略)

4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(当社の通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。))種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

5 当社が、第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線を特定することが可能となった後、遅滞なく、接続申込者に対し、その光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期に係る情報を通知するものとします。この場合において、当社はその光信号端末回線に係る情報を接続開始時期までに提供するものとします。

6 接続申込者は、第2項に規定する回答を当社が行った日(第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、前項に規定する通知を当社が行った日とします。)から3ヶ月が経過する日(以下この項において「工事日指定期日」といいます。)までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わないときは、第2項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、工事日指定期日をもって、接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

5 当社は、第1項の申込みがあった場合において、第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第2項各号に該当しない（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）と判断したときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

6 第2項又は第5項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第4項各号のいずれかに掲げる理由（「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線又は光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）を通知します。

（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）

第34条の5 当社が第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査）第4項第1号又は第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第6項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 （略）

7 当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない（「光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期（接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。）を書面により回答します。

8 第2項又は第7項の場合において、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線又は光信号局内伝送路を接続開始希望時期までに提供できないときは、当社は、書面により第34条の2第4項各号のいずれかに掲げる理由（「光信号中継回線」とあるのは「光信号端末回線」又は「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。）を通知します。

9 接続申込者は、第1項の申込みの到達した日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期（光信号端末回線においては、第2項に規定する提供可能時期（接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合は第5項に規定する当社の準備が整う時期とします。）をいい、光信号局内伝送路においては、第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。）から3ヶ月（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）が経過する日とのいずれか遅い日（以下この条において「接続開始期日」といいます。）までに接続を開始することを要します。接続申込者が接続開始期日までに接続を開始しないときは、第2項及び第7項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、接続開始期日をもって接続申込者が第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、接続開始期日までに、当社に対し、接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

10 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が行った第1項に規定する申込みに係る機能の利用を開始したものとみなします。

（光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り）

第34条の5 当社が第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第4項第1号又は第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第8項において読み替えて適用される第34条の2第4項第1号の通知をしたときは、その通知を受け取った接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、通知の内容を確認するため、その通知に係る当社の光主配線盤を設置している通信用建物に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 （略）

第4章 標準的接続期間
(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査)第5項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第5項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第92条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第96条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第96条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

第4章 標準的接続期間
(準用)

第39条 前条第3項の規定は、第10条の2(事前照会)第3項、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項、第10条の13(電柱添架の申込み)第2項、第13条(事前調査の回答)第1項、第3項若しくは第4項、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項若しくは第3項、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項、第3項若しくは第7項、第36条の3(個別管理対象設備の除却又は転用)第3項、第92条の4(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)第1項、第96条の3(DSL回線等に係る情報の提供)又は第96条の6(光回線設備に係る情報の提供)の場合に準用します。

第6章 責務

第1節 責務

(緊急措置等)

第49条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとし、

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は当社の電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 当社及び接続申込者は、当社、その接続申込者又は第三者(他の接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)が消火活動等の緊急措置を行う場合があることについて予め承諾するものとし、その緊急措置を行った者に対して、その緊急措置によって生じた損害に係る賠償請求権を放棄するものとし、

ただし、その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じた損害に係る賠償請求権及びその緊急措置を行った者にその発火又は発煙について責めに帰すべき事由がある場合(その緊急措置を行った者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。)に生じた損害に係る賠償請求権については、この限りではありません。

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は当社の電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合(その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。)において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害(当社又は第三者が行う消火活動等の緊急措置によって生じたもの(その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。))を含みます。)を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとし、

5 前項における第三者から苦情、訴え等があったときは、その接続申込者の責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等又は波長多重機能については、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第8欄に係るものに限り、)を、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3~4 (略)

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 (略)

(1) 当社が、第10条の3(相互接続点の調査)に規定する相互接続点の調査を行ったとき。

(2)~(9) (略)

(10) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする当社の通信用建物、その通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくは~~は~~どう道又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報の提供を受けたとき。

(11) その協定事業者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。

第2節 保守

(保全措置)

第51条の2 接続申込者は、通信用建物等又は当社の電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

2 前項の場合において、接続申込者が蓄電池設備又は電源設備のうち整流装置を設置するときは、接続申込者は、発火又は発煙が生じることのないよう監視、点検等適切な措置を講じることを要します。

3 接続申込者は、当社が求めた場合は、前項に規定する措置内容について、書面により速やかに報告することを要します。

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 (略)

2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用を開始したものとみなす場合を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第8欄に係るものに限り、)を、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。

3~4 (略)

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 (略)

(1) 当社が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)に規定する相互接続点の調査を行ったとき。

(2)~(9) (略)

(10) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報の提供を受けたとき。

(11) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。

- (12) 第 92 条の 3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち上がった場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。
- (13) その協定事業者が、第 96 条の 3 (DSL 回線に係る情報の提供) に規定する情報の提供を受けたとき (ただし、同条第 3 号に規定する情報提供に係る協定事業者の費用負担額について、当社は協定事業者と協議します。)

(14) ~ (19) (略)

(20) その協定事業者が、第 34 条の 2 (光信号中継回線の線路設備調査) に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(21) ~ (23) (略)

2 ~ 4 (略)

(接続料金等の実績に基づく精算)

第 73 条の 2 当社は、端末回線伝送機能 2-1-1-2 第 3 欄ア欄、光信号電気信号変換機能第 2 欄、加入者交換機能メニュー利用機能、優先接続機能、光信号中継伝送機能 2-5-3-2 第 1 欄、光信号局内伝送機能ア欄若しくは波長多重機能に係る網使用料又はみなし契約者に関する宛名情報提供手続費 (1 件ごとの料金額に限ります。) 若しくは優先接続受付手続費若しくは光回線設備線路条件調査費ウ欄若しくは光配線区域情報調査費に係る手続費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数 (以下「当年度実績」といいます。) を把握したときは、それらの網使用料及び手続費と、当年度実績によって算定した精算のための網使用料及び手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

2 (略)

(12) 第 92 条の 3 (接続申込者が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 1 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち上がった場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

(13) その協定事業者が、第 96 条の 3 (DSL 回線等に係る情報の提供) に規定する情報の提供を受けたとき (ただし、同条第 3 号に規定する情報提供に係る協定事業者の費用負担額について、当社は協定事業者と協議します。)

(14) ~ (19) (略)

(20) その協定事業者が、第 34 条の 2 (光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

(21) ~ (23) (略)

(24) 当社が、第 10 条の 13 (電柱添架申込み) 第 2 項の規定に基づき電柱添架の可否を回答するために現地調査を行ったとき。

(25) 第 10 条の 14 (電柱添架に係る立会い) の規定により、当社が指定する立会者が立ち会ったとき。

(26) その協定事業者が電柱添架を実施した場合であって、当社がその協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認を行ったとき。

2 ~ 4 (略)

(電柱に係る負担額の支払義務)

第 68 条の 3 接続申込者は、第 10 条の 13 (電柱添架申込み) 第 3 項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結したときは、料金表第 3 表 (預かり保守等契約等に基づく負担額) 第 3 (電柱に係る負担額) に規定する費用を事業年度ごとに負担することを要します。

2 前項に規定する事業年度において電柱添架を実施しない期間が生じた場合は、接続申込者は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度において電柱添架を開始した日 (電柱添架に関する個別契約に定める日とします。ただし、その日が前事業年度以前の日である場合は当該事業年度の初日とします。) を含む月から電柱添架を終了した日 (電柱添架に関する個別契約に定める日とします。ただし、その日が翌事業年度以降の日である場合は当該事業年度の最終日とします。) を含む月までの期間に相当する電柱添架の費用を負担するものとします。ただし、接続申込者は、この約款によらない当社との契約に基づき当社の電柱に装置等を設置している同一の場所において継続して電柱添架を開始するときは、電柱添架を開始した日を含む月に相当する電柱添架の費用の負担は要しないものとします。

(接続料金等の実績に基づく精算)

第 73 条の 2 当社は、端末回線伝送機能 2-1-1-2 第 3 欄ア欄、光信号電気信号変換機能第 2 欄、加入者交換機能メニュー利用機能、優先接続機能、光信号中継伝送機能 2-5-3-2 第 1 欄、光信号局内伝送機能ア欄若しくは波長多重機能に係る網使用料又はみなし契約者に関する宛名情報提供手続費 (1 件ごとの料金額に限ります。) 若しくは優先接続受付手続費若しくは光回線設備線路条件調査費ウ欄若しくは光配線区域情報調査費若しくは光配線区域情報調査費に係る手続費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数 (以下「当年度実績」といいます。) を把握したときは、それらの網使用料及び手続費と、当年度実績によって算定した精算のための網使用料及び手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

2 (略)

第6節 割増金、違約金及び延滞利息

(光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金)

第76条の2 接続申込者が第34条の3(光信号中継回線の接続申込み)第1項の申込みを行った場合であつて、その接続を開始するまでの間に、その申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合を含みます。)は、接続申込者は、申込みの到達した日から申込みを撤回した日までの間の光信号中継伝送機能に係る料金額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第6節 割増金、違約金及び延滞利息

(光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)

第76条の2 接続申込者が、第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する回答を当社が行った日からその接続を開始するまでの間に、同条第1項に規定する接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第34条の3(光信号中継回線の接続)第2項又は第4項の規定により第34条の2第1項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4(違約金)第1(光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

2 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号端末回線との接続の申込みが当社に到達した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第6項若しくは第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第2(光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

3 接続申込者が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日からその接続を開始するまでの間に、その接続の申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び同条第9項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、別表4第3(光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(当社の通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第76条の3 接続申込者が第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第1項の申込みを行った場合であつて、接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に、その申込みを書面により撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合を含みます。同条第3項(同条第4項において準用される場合を含みます。))又は第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合の撤回を含みます。)は、接続申込者は、申込みの到達した日から申込みを撤回した日までの間の設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。)に係る費用(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

ただし、接続申込者が、第92条第2項の規定により、設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。)に係る費用(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第76条の3 接続申込者が、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを書面により撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合及び第10条の4(相互接続点の設置)第2項若しくは第4項又は第92条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第4項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は当社に対して、次の各号に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(1) 相互接続点の設置の申込み(接続に必要な装置等を設置するためのスペース又は受発電設備の使用に係るものとします。)を、第10条の3第5項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な装置等の設置の工事が完了するまでの間に撤回したとき

別表4(違約金)第4(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)第1欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

(2) 相互接続点の設置の申込み(前号に規定するものを除きます。)を、第92条第1項第1号に規定する建設請負契約を締結した日又は同条第3項に規定する自前工事の申込みが当社に到達した日から工事が完了する日までの間に撤回したとき

別表4第4第2欄に規定する額に消費税相当額を加算した額

2 前項第1号の場合において、接続申込者が、第92条第2項の規定により、設備保管料(保管料に限ります。)及び設備使用料(受発電設備に係るものに限ります。)に係る費用(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

(電柱添架の手続きに係る違約金)

第76条の4 接続申込者が、第10条の13(電柱添架申込み)第1項に規定する電柱添架の申込みが当社に到達した日から同条第3項に規定する電柱添架に関する個別契約を締結するまでの間に、その申込みを撤回したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、申込みの一部を撤回した場合又は同条第3項の規定により申込みを撤回したものとみなした場合を含みます。)は、接続申込者は、別表4(違約金)第5(電柱添架に係る違約金)に規定する額(撤回された部分の申込みに係るものに限ります。)に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第92条 第10条の3(相互接続点の調査)の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(同条第5項に規定する回答を受け取った後6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。))及び第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第4項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第4項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみならず非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日)をいい、接続申込者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事(以下「自前工事」といいます。)の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日(をいいます。)から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。)は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

- (1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを当社の通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。
接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約(以下「建設請負契約」といいます。)
- (2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを当社の通信用建物等において設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。)
接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約(以下「預かり保守等契約」といいます。)
- (3) 接続申込者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。)
接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当(保守スペースを含みます。以下同じとします。))の利用に関する契約(以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。)

2 (略)

3 第1項の場合において、接続申込者が自前工事を実施するときは、接続申込者は、当社に対し、別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書により、自前工事の申込みを行うことを要します。自前工事実施申込書に記載された工事着手予定日から工事完了予定日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始しない場合に限り)です。)又は電力設備利用開始希望日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始する場合に限り)までの間が、3ヶ月を超える場合には、接続申込者はその理由を自前工事実施申込書に記載して当社に提出することを要するものとし、その理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別な事情があるときを除いて、当社はその自前工事の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、その接続申込者と接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の自前工事に関する契約を締結します。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)

第92条 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき(同条第5項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合(以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。))及び第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等のみならず非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日(第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日)をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事(以下「自前工事」といいます。)の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日(をいいます。)から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。)は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

- (1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。
接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約(以下「建設請負契約」といいます。)
- (2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。)
接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約(以下「預かり保守等契約」といいます。)
- (3) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合(接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。)
接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当(保守スペースを含みます。以下同じとします。))の利用に関する契約(以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。)

2 (略)

3 第1項の場合において、接続申込者が自前工事を実施するときは、接続申込者は、当社に対し、別表3(様式)様式第25の自前工事実施申込書(工事着手予定日、工事完了予定日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始しない場合に限り)です。))及び電力設備利用開始希望日(接続申込者が新たな電力設備利用を開始する場合に限り)の指定を含みます。))により、自前工事の申込みを行うことを要します。当社は、当社の業務遂行上支障があるときを除いて、その自前工事の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、その接続申込者と接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の自前工事に関する契約を締結します。

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の4第1項の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

（接続申込者等による立会いのための立入り）

第92条の2 建設請負契約又は預かり保守等契約に基づき、当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを当社の通信用建物等において設置又は保守するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、その設置又は保守に立ち会うため当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 （略）

（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第92条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(5) （略）

(6) その設置又は保守に係る作業を行う者が属する団体が当社の通信用建物等において工事又は保守を行ったことがなく、その設置又は保守に係る作業によって当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがあるとき。

(7) （略）

2 （略）

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第92条の4 第10条の3（相互接続点の調査）の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1) 当社が第10条の4第1項の申込みの到達した日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

ア～イ（略）

(2) （略）

2 （略）

4 接続申込者が、第1項第1号に規定する契約に基づく工事の申込み又は前項に規定する自前工事の申込みを撤回したときは、当社が行った第10条の3第5項に規定する回答及び承諾は効力を失い、当社は、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社は、それら工事の申込みを撤回した日をもって、接続申込者が第10条の3第1項に規定する相互接続点の設置の申込み（工事の申込みが撤回された部分に限ります。）を撤回したものとみなします。

（接続申込者等による立会いのための立入り）

第92条の2 建設請負契約又は預かり保守等契約に基づき、当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、その設置又は保守に立ち会うため通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

2～3 （略）

（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第92条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

(1)～(5) （略）

(6) その設置又は保守に係る作業を行う者が属する団体が通信用建物等において工事又は保守を行ったことがなく、その設置又は保守に係る作業によって当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがあるとき。

(7) （略）

2 （略）

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第92条の4 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1) 当社が第10条の3第5項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日までの期間

ア～イ（略）

(2) （略）

2 （略）

(工事等の制限)

第92条の5 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が当社の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

- (1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社の通信用建物等が損壊したとき。
- (3)～(8) (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第96条の2 (略)

(DSL回線等に係る情報の提供)

第96条の3 (略)

(工事等の制限)

第92条の5 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。この場合において、当社は、書面によりその理由を通知します。

- (1) 電気事業法第42条第1項の保安規程に基づき通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、通信用建物等が損壊したとき。
- (3)～(8) (略)

第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第96条の2 (略)

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない当社の通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

(DSL回線等に係る情報の提供)

第96条の3 (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報(き線点(当社のメタリックケーブルを地下配線区間から地上配線区間に引き上げる地点であって、当社が定めるメタリックケーブルに係る配線区域(以下「メタル配線区域」といいます。))における配線の起点となる点をいいます。以下同じとします。)の位置、電柱番号及びメタル配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長(当社のメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。)の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報(情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。)を回答します。

3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、その協定事業者が指定するき線点の電柱ごとに、き線点換算線路長の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

4 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、当社のメタリック加入者線と協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否(相互接続点を設置しようとする電柱がき線点の電柱でない場合又は一部のメタリックケーブルに係るメタリック加入者線との接続が不可となる場合等)にあつては接続不可となるものとし、)に係る情報の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する電柱ごとに、その情報を回答します。

(様式)

第 96 条の 5 (略)

2 第 34 条の 2 第 5 項及び第 34 条の 3 第 5 項に規定する当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表 3 (様式) 第 7-2、第 7-3 及び第 7-4 の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第 96 条の 6

1~3 (略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第 96 条の 7 (略)

(接続の手續及び算定根拠に関する情報の提供)

第 96 条の 8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。また、接続約款に規定された、接続料、工事費並びに当社の通信用建物、管路、とう道等に設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(様式)

第 96 条の 5 (略)

2 第 34 条の 3 (光信号中継回線の接続) 第 5 項に規定する当社の光信号中継回線に当社の電気通信設備を接続する場合の手続きについては、別表 3 (様式) 第 7-2、第 7-3 及び第 7-4 の規定を適用するものとします。

(光回線設備等に係る情報の提供)

第 96 条の 6

1~3 (略)

4 当社は、接続申込者から、第 10 条の 2 (事前照会) 第 3 項若しくは第 34 条の 2 (光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) 第 2 項に規定する回答又は第 96 条の 7 (光回線設備との接続に係るその他の情報の提供) 第 1 項第 3 号の規定に基づき提供する情報において光信号中継回線の未利用芯線がないとされた区間について、代替区間等に関する情報(他の区間の光信号中継回線との接続等の代替手段について当社が検討した結果に係る情報をいいます。)の提供を求められた場合は、その情報を回答します。

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第 96 条の 7 (略)

2 当社は、光信号中継回線が敷設されている区間のうち未利用芯線がない区間において新たに未利用芯線が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

(接続の手續及び算定根拠に関する情報の提供)

第 96 条の 8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。また、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(電柱所有に係る情報の提供)

第 96 条の 12 当社は、接続申込者から、その接続申込者が電柱添架を実施しようとする電柱が当社の所有に係るものであるか否かを判別する情報の提供を求められた場合は、その接続申込者が判別することができないときに限り、その情報を回答します。

第2表 工事費及び手続費
第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8)～(13) (略)	(略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分	単 位	手続費の額	備 考		
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)		
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア イウエ以外の場合	(略)	(略)	
		イ～エ (略)	(略)	(略)	
(11)～(20) (略)	(略)	(略)	(略)		
(21) 相互接続点調査費	相互接続点の調査に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,274円	-
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	883円	-

第2表 工事費及び手続費
第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8)～(13) (略)	(略)

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分	単 位	手続費の額	備 考		
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)		
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア イウエ以外の場合 (2-2 (2-1以外の手続費)表中第8欄の手続費が適用される場合を除きます。)	(略)	(略)	
		イ～エ (略)	(略)	(略)	
(11)～(20) (略)	(略)	(略)	(略)		
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2 (事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	9,274円	-
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	883円	-

(22) 光信号中継回線の線路設備調査に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査申込書に指定した事項に係る情報を提供する場合に要する費用		1区間ごとに	2,256円	—
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第7号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)	(略)
(24)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(22) 光信号中継回線に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査及び接続申込書に指定した事項について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第9号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用		1区間ごとに	2,256円	—
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	(略)	(略)	(略)	(略)
(24)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(28) き線点情報調査費	第96条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	33,199円	—
(29) き線点換算線路長調査費	第96条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	752円	—

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第96条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,223円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,987円	—

2-2 2-1 以外の手続費

区分		単位	備考
(1) 相互接続点調査費	相互接続点の調査に要する費用(2-1(手続費)表中第21欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1件ごとに	—
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 相互接続点設置場所等の事前照会に係る情報調査費	相互接続点を設置しようとする通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報を提供する場合に要する費用(2-1(手続費)表中第23欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1件ごとに	—
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)

2-2 2-1 以外の手続費

区分		単位	備考
(1) 相互接続点に係る情報又は事前照会に係る情報についての調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項各号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用(2-1(手続費)表中第21欄、第22欄又は第23欄の手続費が適用される場合を除きます。)	1件ごとに	—
(2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 削除			
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(6) 光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	第96条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項の規定により、代替区間等の情報を提供する場合に要する費用	1件ごとに	—
(7) 電柱添架現地調査費	電柱添架の可否を回答するために現地調査を行う場合に要する費用	1件ごとに	—
(8) 電柱添架立会費	第10条の14(電柱添架に係る立会い)に規定する立会いを行う場合に要する費用	1件ごとに	—

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額1,200円とします。

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 接続約款第10条の2第2項第7号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙に記載し添付すること。

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第3 電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額974円とします。

別表3 様式

様式第1 (第10条の2第1項関係)

事前照会申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の2(事前照会)第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申し込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることとします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 第10条の2第2項第4号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙1に記載し添付すること。

3 第10条の2第2項第8号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙2に記載し添付すること。

4 第10条の2第2項第9号に規定する情報の提供を希望する場合は、別紙3に記載し添付すること。

様式第1別紙1

事前照会申込（相互接続点）

地区名（ビル名）					
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日			
	電話サービス	年 月 日			
伝送区間	NTT東日本／ NTT西日本				
	NCC				
伝送方式					
伝送システム数	S時				
	終局				
接続次群					
アンテナ種別、数量					
伝送設備	設備概要	外形の寸法	高 × 幅 × 奥		
		総重量	Kg/m ²		
		発熱量			
		所要容量			
		電圧規格			
		電磁誘導	VCCI適合	有 無	
		キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面（前面） 側面	
			排気ファン	有（強制空冷） 無（自然空冷）	
		空調設備概要	温度条件		
			湿度条件		
電力設備概要	電源種別				
	供給条件				
	接地種別				
線路・土木	ルート数				
	管路条数				
	ケーブル条数				
	心線種別				
利用内容 その他					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料（様式任意）を添付すること。

3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第1別紙
(略)

様式第2 (第10条の2第3項関係)

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注 接続約款第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙に記載し添付します。

- 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
- 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
- 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値(単位アンペア)で記入すること。

様式第1別紙2
(略)

様式第1別紙3

事前照会内容(光信号中継回線)

No	ルート コード	区間		調査希 望芯線 数	光回線設備接続 モジュールにおける フィル利用の有無	接続開始希望 時期	備考
		当社の通 信用建物 名	当社の通 信用建物 名				
		～					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第2 (第10条の2第3項関係)

事前照会回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で事前照会申込のあった件について、下記のとおり回答します。

提供する情報の内容	
提供できない情報及びその理由	
その他	提供した情報については、接続約款第47条(守秘義務)に準じた取扱いとすることを要します。

注1 第10条の2(事前照会)第2項第4号に関する調査結果は、別紙1に記載し添付します。

2 第10条の2(事前照会)第2項第8号に関する調査結果は、別紙2に記載し添付します。

3 第10条の2(事前照会)第2項第9号に関する調査結果は、別紙3に記載し添付します。

様式第2別紙1

事前照会回答（相互接続点）

調査結果	対象ビル名	
	住所	
	各種工事の有無	
	条件	
	判定結果及びその理由	
	コロケーションの場所及びその選定理由	
	調査費用及びその内訳	
	預かり保守等契約等に基づく負担額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

様式第2別紙2

（略）

様式第2別紙3

事前照会回答（光信号中継回線）

No	ルート 記号	調査実施結果										記事								
		接続開始希望時期での提供		区間			光主配線盤設置			芯線数			提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無	距離	ファイバ種別	伝送損失			
		可否	理由	当社の通信用建物名	光主配線盤設置区間	コネクタ種別	当社の通信用建物名	光主配線盤設置区間	コネクタ種別	利用希望芯線数	提供可能芯線数							申込	回答	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。

3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。

4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

様式第2別紙
（略）

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査)第1項の規定により、相互接続点調査を依頼します。

記

1. 調査内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

様式第3別紙

地区名(ビル名)				
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日		
	電話サービス	年 月 日		
伝 送 設 備	伝送区間	N T T 東日本 / N T T 西日本		
		N C C		
	伝送方式			
	伝送システム数	S 時		
		終局		
	接続次群			
	アンテナ種別、数量			
	設備概要	外形の寸法	高	× 幅 × 奥
		総重量	Kg/m ²	
		発熱量		
	所要容量			
	電圧規格			
	電磁誘導	V C C I 適合	有 無	
	キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面(前面) 側面	
		排気ファン	有(強制空冷) 無(自然空冷)	
空調設備概要	温度条件			
	湿度条件			
電力設備概要	電源種別			
	供給条件			

様式第3 (第10条の3第1項関係)

相互接続点調査及び設置申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

様式第3別紙

地区名(ビル名)				
業務開始予定時期	専用サービス	年 月 日		
	電話サービス	年 月 日		
伝 送 設 備	伝送区間	N T T 東日本 / N T T 西日本		
		N C C		
	伝送方式			
	伝送システム数	S 時		
		終局		
	接続次群			
	アンテナ種別、数量			
	設備概要	外形の寸法	高	× 幅 × 奥
		総重量	Kg/m ²	
		発熱量		
	所要容量			
	電圧規格			
	電磁誘導	V C C I 適合	有 無	
	キャビネット 排気条件	排気種別	上部 背面(前面) 側面	
		排気ファン	有(強制空冷) 無(自然空冷)	
空調設備概要	温度条件			
	湿度条件			
電力設備概要	電源種別			
	供給条件			

		接地種別
線 路 ・ 土 木	ルート数	
	管路条数	
	ケーブル条数	
	心線数	
	心線種別	
利用 内 容		
そ の 他		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 設置する装置の仕様、諸元等を示す資料（様式任意）を添付すること。
 - 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図（様式任意）を添付すること。
 - 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
 - 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
 - 6 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに調査を申込み場合には、その他欄にその旨を記入すること。

		接地種別
線 路 ・ 土 木	ルート数	
	管路条数	
	ケーブル条数	
	心線数	
	心線種別	
利用 内 容		
そ の 他		

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 設置する装置の仕様、諸元及び接続構成図等を示す資料（様式任意）を添付すること。
 - 3 相互接続点設置ビルに接続申込者のケーブルを引き込む場合は、その箇所を示す図（様式任意）を添付すること。
 - 4 装置の保護用ケージ内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には、その他欄にその旨を記入すること。
 - 5 キャビネットラック設置の条件は、別に定める設置基準を満たすものであること。
 - 6 接続に必要な装置を設置した際にクロック供給・分電盤等が必要な場合には、その他欄にその旨を記入すること。
 - 7 所要容量は、設置する装置の仕様から最大消費電流値（単位アンペア）で記入すること。

様式第4（第10条の3第5項関係）

相互接続点調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で申込みのありました相互接続点の調査結果を下記のとおり回答いたします。

記

1. 調査結果

対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担額	

様式第5（第10条の4第1項関係）

相互接続点設置申込書

第 号

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)

氏名 印

貴社接続約款第10条の4（相互接続点の設置の申込み）第1項の規定により、弊社相互接続点調査申込書（年 月 日付け 号）に対する貴社回答書（年 月 日）につきまして、回答書の内容で相互接続点の設置を申し込みます。

対象ビル	引き込み箇所等	記事

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4（第10条の3第5項関係）

相互接続点調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で申込みのありました相互接続点の調査及び設置の申込みについて結果を下記のとおり回答いたします。

記

1. 調査結果

対象ビル名	
住所	
各種工事の有無	
条件	
判定結果及びその理由	
コロケーションの場所及びその選定理由	
調査費用及びその内訳	
預かり保守等契約等に基づく負担額	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 接続に必要な装置等を設置するための空き場所（スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量に係るもの）ごとに回答します。

様式5 削除

様式第5-2 (第10条の4第4項関係)

相互接続点設置工事着手延伸申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第4項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由		
2. 延伸後の工事に係る計画	工事申込予定日	年 月 日
	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。
 3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式7-2 (第34条の2第1項関係)

線路設備調査申込書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査)第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査を申し込みます。

1. 調査内容

接続を希望する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 線路設備調査申込に際しては、別紙に記載し添付すること。

様式7-2別紙
(略)

様式第5-2 (第10条の4第1項関係)

相互接続点設置工事着手延伸申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第10条の4(相互接続点の設置)第1項の規定により、相互接続点設置工事の着手を延伸することを申し込みます。

記

1. 延伸理由		
2. 延伸後の工事に係る計画	工事申込予定日	年 月 日
	工事着手予定日	年 月 日
	電力設備利用開始希望日	年 月 日
	工事完了予定日	年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 工事着手予定日及び工事完了予定日は、自前工事の場合に記載すること。
 3 電力設備利用開始希望日は、自前工事の場合であって新たな電力設備利用を開始するときに記載すること。

様式7-2 (第34条の2第1項関係)

線路設備調査及び接続申込書(光信号中継回線)

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査及び線路設備接続申込)第1項の規定により、貴社の光信号中継回線との接続を行いたいので、線路設備調査及び接続を申し込みます。

1. 調査内容

接続を希望する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	合計 区間 芯
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

- 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式7-2別紙
(略)

様式第7-3 (第34条の2第2項関係)

線路設備調査回答書 (光信号中継回線)

第 号
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
印

年 月 日付け 号にて線路設備調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計 区間 芯
調査費用	円 (消費税については別途申し受けます)
その他	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7-3別紙
(略)

様式第7-4 (第34条の3第1項及び第34条の4第1項関係)

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属 (法人名等)
氏名 印

(光信号中継回線に係るもの)

貴社接続約款第34条の3 (光信号中継回線の接続申込み) 第1項の規定により、弊社線路設備調査申込書 (年 月 日付け第 号) に対する貴社線路設備調査回答書 (年 月 日付け第 号) の内容で、光回線設備との接続を申し込みます。

(光信号端末回線及び光信号局内伝送路に係るもの)

貴社接続約款第34条の4 (光信号端末回線及び光信号局内伝送路の接続申込) 第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先
(担当者氏名、電話番号)

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-3 (第34条の2第2項関係)

線路設備調査回答書 (光信号中継回線)

第 号
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
印

年 月 日付け 号にて線路設備調査及び接続の申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

調査結果	合計 区間 芯
調査費用	円 (消費税については別途申し受けます)
その他	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 線路設備調査結果は、別紙に記載し添付します。

様式第7-3別紙
(略)

様式第7-4 (第34条の4第1項関係)

光回線設備接続申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社
殿

所属 (法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第1項の規定により、光回線設備との接続を申し込みます。

連絡先
(担当者氏名、電話番号)

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 光信号中継回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
- 3 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。
- 4 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙3に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込 (光信号中継回線)

No	調査結果 (様式E別紙)	線路設備接続申込		記事
		申込芯線数	接続開始時期	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 様式7-3別紙の調査結果との関係がわかる形式で記載すること。

様式第7-4別紙2
(略)

様式第7-4別紙3
(略)

- 2 光信号端末回線の接続申込に際しては、別紙1に記載し添付すること。
- 3 光信号局内伝送路の接続申込に際しては、別紙2に記載し添付すること。

様式第7-4別紙1
(略)

様式第7-4別紙2
(略)

様式第7-5 (第34条の3第1項関係)

接続開始時期通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属 (法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第34条の3 (光信号中継回線の接続) 第1項の規定により、弊社線路設備調査及び接続申込書 (年 月 日付け第 号) について、別紙のとおり接続開始日を通知します。

連絡先 (担当者氏名、電話番号)	<input type="text"/>
---------------------	----------------------

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7-5別紙1

接続開始時期通知

No	調査結果 (様式7-3 別紙)	線路設備接続申込		記事
		申込芯線数	接続開始時期	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 25 (第 92 条第 3 項関係)

自前工事実施申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第 92 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第 3 項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容

1. 工事概要	区分	内容			
	相互接続点設置申込書の文書番号等				
	ビル名				
	工事内容				
2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容				
	予定工期	工事着手予定日	年 月 日		
		電力設備利用開始希望日	年 月 日		
		工事完了予定日	年 月 日		
	施工会社名 (予定)				
利用内容 (装置諸元等)	装置名とその数量	電力容量(A)	発熱量 (KW)	MDF 端子数 (回線)	
その他					

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

様式第 25 (第 92 条第 3 項関係)

自前工事実施申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社 / 西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第 92 条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第 3 項の規定により、自前工事を実施したいので申し込みます。

記

1. 申込内容

1. 工事概要	区分	内容			
	相互接続点調査及び設置申込書の文書番号等				
	ビル名				
	工事名				
	工事内容				
2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容				
	予定工期	工事着手予定日	年 月 日		
		電力設備利用開始希望日	年 月 日		
		工事完了予定日	年 月 日		
	施工会社名 (予定)				
利用内容 (装置諸元等)	装置名とその数量	電力容量(A)	発熱量 (KW)	MDF 端子数 (回線)	
その他					

2. 申込者連絡先

所属名	
申込者	
連絡先	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

別表4 違約金

第1 光信号中継回線の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第76条の2（光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第1項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	第34条の2（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する回答を当社が行った日から接続の申込みを撤回した日までの間の光信号中継伝送機能に係る料金額に相当する額

第2 光信号端末回線の接続の手續きに係る違約金

区 分	違約金の額			
接続申込者が、第76条の2（光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手續きに係る違約金）第2項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から同条第2項に規定する回答（同条第2項において、接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合には、同条第5項に規定する通知とします。以下この表において同じとします。）を当社が行うまでの間に撤回を行った場合	ア イ以外の場合	4,359円	
		イ 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	19,401円	
	(2) 第34条の4第2項に規定する回答を当社が行った後、当社が光信号端末回線の接続に係る工事を完了するまでの間に撤回を行った場合	ア イ以外の場合	(7) (イ)以外の場合	9,718円
			(イ) 第34条の4第2項に規定する回答を行うための調査において当社が現地調査を行った場合	24,760円

	イ 光信号 端末回線 の接続に 係る工事 が、光信号 分岐端末 回線に係 るものに 限られる 場合	(7) (イ)以 外の場合 (イ) 第 34 条の 4 第 2 項に規 定する回 答を行う ための調 査におい て当社が 現地調査 を行った 場合	8,718 円 23,760 円
(3) 当社が光信号端末 回線の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合	ア イ以外の場合		その接続申込者が行った第 34 条の 4 第 1 項に規定する申込みに係る機能の利用料の 12 ヶ月分に相当する額
	イ その光信号端末回線に光信号分岐端末回線が含まれる場合		その接続申込者が行った第 34 条の 4 第 1 項に規定する申込みに係る機能の利用料（料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-2 第 2 欄ア欄に規定する加算料については、右欄に掲げる料金額とします。）の 12 ヶ月分に相当する額にその光信号分岐端末回線に係る料金表第 4 表（光信号引込等設備に係る負担額）第 2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）に規定する負担額に相当する額を加算した額

第3 光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第76条の2（光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の） 手続きに係る違約金）第3項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1) 第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手するまでの間に撤回を行った場合 (2) 当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事に着手した後、当社が当該工事を完了するまでの間に撤回を行った場合 (3) 当社が光信号局内伝送路の接続に係る工事を完了した後、接続を開始するまでの間に撤回を行った場合
	4,662 円
	19,997 円
	30,669 円

第4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
(1) 接続申込者が、第76条の3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）第1項第1号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する回答を当社が行った日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に相当する額
(2) 接続申込者が、第76条の3第1項第2号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-1-1-1第4欄ア欄（イ）②Aに規定する料金額を含みます。）の6.4ヶ月分に相当する額

第5 電柱添架の手続きに係る違約金

区 分	違約金の額
(1) 第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架の申込みが当社に到達した後、同条第2項に規定する回答を当社が行うまでの間に、接続申込者が、第76条の4(電柱添架の手続きに係る違約金)に規定する電柱添架の申込みの撤回を行った場合の違約金	991円
(2) 第10条の13第2項に規定する回答を当社が行った後、電柱添架に関する個別契約を締結するまでの間に、接続申込者が、第76条の4に規定する電柱添架の申込みの撤回を行った場合の違約金	1,982円

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施前に、接続申込者が、従前の第10条の3(相互接続点の調査)第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合、従前の第34条の2(光信号中継回線の線路設備調査)第1項の規定により光信号中継回線の線路設備調査の申込みを行った場合又は従前の第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第1項の規定により光信号端末回線又は光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合には、それらの申込みに係る手続きについては、なお従前の通り取り扱うものとします。

3 前項の規定にかかわらず、接続申込者が従前の第10条の3第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日以降に、同条第5項に規定する回答を当社が行ったときは、この改正規定の第10条の4(相互接続点の設置)第1項及び第2項を準用します。この場合において、「前条第5項」とあるのは「従前の第10条の3第5項」と、「回答及び承諾」とあるのは「回答」と、「前条第1項」とあるのは「従前の第10条の4第1項」と読み替えます。

4 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が従前の第10条の3第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、従前の第10条の4(相互接続点の設置の申込み)第3項に規定する工事(従前の第10条の4第4項の規定によりその工事の着手を延伸する場合を含みます。)が、その工事に着手した日から6ヶ月以内(この改正規定の実施前にその工事に着手したときは、この改正規定の実施日から6ヶ月以内とします。)に完了しないときは、従前の第10条の3第5項に規定する回答は効力を失い、当社は従前の第10条の4第2項に規定する相互接続点及び接続に必要な装置等のための空き場所の保留を解除します。この場合において、当社はその保留を解除した日をもって、接続申込者が従前の第10条の4第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が当社に対し、工事を完了するまでの期間が6ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出、その理由が合理的であると当社が判断したときは、この限りではありません。

5 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第34条の4第1項の規定により光信号端末回線又は光信号局内伝送路との接続の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日から6ヶ月が経過する日と提供可能時期（光信号端末回線においては、同条第2項に規定する提供可能時期（接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合はその光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期とします。）をいい、光信号局内伝送路においては、同条第7項に規定する光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半が経過する日又は当社が提供可能時期を回答する場合にはその時期をいいます。以下この項において同じとします。）から3ヶ月（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）が経過する日とのいずれか遅い日（提供可能時期がこの改正規定の実施前となる場合には、この改正規定の実施日から6ヶ月が経過する日とします。以下この項において「接続開始期日」といいます。）までに接続を開始しなかったときは、従前の第34条の4第2項及び第5項に規定する回答は効力を失い、当社は接続申込者が同条第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が接続開始期日までに当社に対して接続開始期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

6 前項ただし書きの場合において、当社は、接続申込者が、延伸前の接続開始期日から、その接続申込者が行った従前の第34条の4第1項に規定する申込みに係る機能の利用を開始したものとみなします。

7 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第34条の4第1項の規定により光信号端末回線との接続の申込みを行った場合においては、接続申込者は、同条第2項に規定する回答を当社が行った日（接続する光信号端末回線を特定しないで提供可能時期を回答した場合はその光信号端末回線を利用可能とするための当社の準備が整う時期を接続申込者に通知した日とします。）から3ヶ月が経過する日（この改正規定の実施前に当社がその回答又は通知を行ったときは、この改正規定の実施日から3ヶ月が経過する日とします。以下この項において「工事日指定期日」といいます。）までに、当社に対し、その光信号端末回線の工事日を指定することを要します。この場合において、接続申込者が工事日指定期日までに工事日の指定を行わなかったときは、同条第2項に規定する回答は効力を失い、当社は工事日指定期日をもって、接続申込者が同条第1項に規定する申込みを撤回したものとみなします。

ただし、接続申込者が、工事日指定期日までに、当社に対し、工事日指定期日を延伸したい旨を申し出た場合であって、その事情を当社が認めたときは、この限りではありません。

8 第2項の規定にかかわらず、接続申込者が、従前の第10条の3第1項の規定により相互接続点の調査の申込みを行った場合において、この改正規定の実施日以降に従前の第10条の4第1項に規定する相互接続点の設置の申込みを行ったときは、この改正規定の第76条の3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）の規定を準用します。この場合において、「第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項に規定する回答を当社が行った日から」とあるのは「従前の第10条の4（相互接続点の設置の申込み）第1項に規定する申込みが当社に到達した日から」と、「第10条の4（相互接続点の設置）第2項若しくは第4項」とあるのは「従前の第10条の4第3項（同条第4項において準用される場合を含みます。）」と、それぞれ読み替えます。

9 この改正規定実施前に接続申込者が当社の電柱（当社の通信用建物の敷地内のものを除きます。）に装置等を設置する申込みを行った場合であって、この改正規定の実施日以降において、接続申込者が、その装置等が接続に必要な装置等であることを記述した書面を当社に提出したときは、その装置等が接続に必要な装置等であると当社が確認できたときから、その装置等の設置をこの改正規定の電柱添架として取り扱うものとします。